



豊監公表第4号

令和元年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年(2021年)1月28日

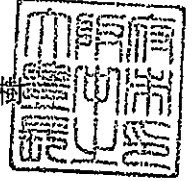
豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	酒 井 哲 也
同	藤 田 浩 史



豊基保第161号  
令和3年(2021年)1月7日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和元年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和2年3月27日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
基盤保全課	道路損傷等通報アプリケーション「まちカメくん」について、通報メールの送信者が所管課において通報が受け付けられたかを確認するため、送信者に対してメールの返信できないか。	通報を受付けた自動返信メールの運用を4月1日から開始する。 文面は以下のとおりとする。 件名：【まちカメくん】受付確認 本文：ご通報ありがとうございます。 「まちカメくん」による通報を受付けしました。 ※このメールは自動返信メールです。